

平成25年 第13回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成25年8月21日（水）  
開会 午後4時 閉会 午後4時23分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説 明 者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、  
学校教育課長 山根直樹、子ども未来課長 中村八寿子、  
社会教育課長 土出政信、文化財保護課 吉田 誠、  
総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 坪倉武広
- 7 議 事
- (1) 議案第68号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
- (2) 議案第69号 京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- (3) 議案第70号 京丹後市立学校条例の一部改正について
- (4) 議案第71号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
- (5) 議案第72号 京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- (6) 議案第73号 第35回両丹手話劇コンクール・文化のつどいの開催に係る後援について
- 8 そ の 他 諸報告
- 9 会 議 録 別添のとおり（全8頁）

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成25年9月18日

委員長 小松 慶三

署名委員 森 益美

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三
- 〔被招集者〕 文珠清道、森 益美、野木三司、米田敦弘
- 〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、  
学校教育課長 山根直樹、子ども未来課長 中村八寿子、  
社会教育課長 土出政信、文化財保護課長 吉田誠、  
総括指導主事 後藤幸雄
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 坪倉武広

〈小松委員長〉

それでは、ただいまから「平成25年第13回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

初めに会議録の承認を行います。第12回の署名委員は文珠委員です。会議録につきましては、お手元に送付させていただいております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

了承。

〈小松委員長〉

それでは、原案どおり承認致します。

〈小松委員長〉

次に、本日の会議録署名委員の指名をいたします。  
森委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第68号及び第69号の2議案は、条例改正に基づく規則改正であり、関連いたしますので一括議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

ご異議なしと認めます。よって議案第68号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」、議案第69号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」の2議案を一括議題といたします。

米田教育長から提案説明をお願いします。

<米田教育長>

みなさん、こんにちは臨時会にお集まりいただきありがとうございます。本日の議案につきましては、主に網野町内の小中学校の再配置に関わるものでございます。網野南小学校となって、郷小学校と南小学校が一緒になるという話はこの前させてもらいましたが、昨日の網野中・橘中学校づくり準備協議会で、協議会の候補名「網野中学校」ということで決定をしていただきました。本日、市長に報告したところであります。

それでは、議案68号、69号につきまして教育次長の方から提案説明します。

<吉岡教育次長>

失礼します。議案第68号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

網野南小学校と郷小学校の再配置に伴う学校条例の一部改正と、これに関連する通学区域規則の一部改正を2月定例教育委員会で承認いただきまして、また3月議会で学校条例の一部改正については議決をいただいているところですが、その際の通学区域規則の一部改正では、網野南小学校の通学区に、郷小学校の通学区を加える改正のみを行ってまいりました。

資料に付けております新旧対照表をご覧いただきたいのですが、別表の中に通学区域を規定しておりますが、実は網野中学校の通学区に郷小学校の規定があり、本来、2月の改正の際、一緒に改正の必要があったものができておりませんでしたので、今回、改正をさせていただくものです。

改正の内容につきましては、網野中学校の項の通学区を「網野北小学校、網野南小学校及び島津小学校の通学区域」に改めるものです。

施行期日につきましては、学校条例の施行に合わせて、附則で平成26年4月1日とさせていただきます。

不手際についてはお詫び申し上げ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第69号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、前議案と同様に網野南小学校と郷小学校の再配置に伴う学校条例の一部改正の際、網野学校給食センター条例施行規則の一部改正を行う必要があったものでございますが、これもできておりませんでしたので、今回改正をさせていただくものです。

資料に付けております新旧対照表をご覧いただきたいのですが、第2条に給食センターが給食を実施する対象校を列記しておりますが、郷小学校と網野南小学校が再配置になりますので、第5号を削り、以下の号を1号ずつ繰り上げるものです。

これにつきましても、施行期日につきましては学校条例の施行に合わせ、附則で平成26年4月1日とさせていただきたいと思っております。

前議案同様、不手際についてはお詫び申し上げ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、規則の一部改正につきまして、2議案の説明をいただきました。

まず、議案第68号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、ご

質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それでは、次に議案第69号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

ございませんか。

<小松委員長>

それでは全体を通しまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

<小松委員長>

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第68号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認と致します。

次に、議案第69号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

続いて、議案第70号、第71号及び第72号の3議案は、条例改正及びそれに基づく規則改正であり、関連いたしますので一括議題といたしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認めます。よって議案第70号「京丹後市立学校条例の一部改正について」、議案第71号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」、議案第72号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」の3議案を一括議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いいたします。

〈米田教育長〉

この3議案についても、教育次長の方から提案します。

〈吉岡教育次長〉

議案第70号「京丹後市立学校条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

京丹後市学校再配置計画に基づく京丹後市立網野中学校と橘中学校の再配置につきましては、平成25年5月30日に網野中・橘中学校づくり準備協議会が発足し協議を進めてきておりますが、準備協議会におきまして、再配置の時期を平成27年4月とすることが確認されています。また、再配置後の学校名につきましては、準備協議会において協議をいただき、「京丹後市立網野中学校」とすることとなりましたので、これを踏まえ、再配置計画どおり網野中学校を拠点校として、網野中学校と橘中学校の再配置を平成27年4月に行うため、市立学校の設置を規定しております「京丹後市立学校条例」の一部改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

別表におきまして学校の名称と位置を規定しておりますが、第2号中、京丹後市立網野中学校と京丹後市立橘中学校の項を、京丹後市立網野中学校に改めるものです。

施行期日につきましては、附則で平成27年4月1日からとさせていただきます。

再配置につきましては、今回は1年以上ということで、1年半くらいあるのですが、早く学校名が決まることによりまして、多くの準備作業を、時間をもって行うことができることとなるため、今委員会で提案させていただくこととしたものでございます。

なお、本日承認をいただきましたら、9月議会上程をさせていただくこととしております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第71号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

前議案で提案をさせていただきました網野中学校と橘中学校の再配置に伴い、学校通学区域の見直しが必要となりましたので、通学区域を規定しています規則の一部を改正するものです。

改正文の内容について説明をさせていただきます。

別表中、番号23網野中学校と番号24橘中学校を、番号23網野中学校に改め、網野中学校の通学区を網野町内全小学校の通学区域と規定するものです。

これにより、番号25以降を1項ずつ繰り上げます。

施行期日につきましては、学校条例の改正に合わせ、附則で平成27年4月1日からとします。

続きまして、議案第72号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

議案第70号で提案させていただきました網野中学校と橘中学校の再配置に伴い、第2条に

給食センターが給食を実施する対象校を規定しておりますが、第7号京丹後市立橘中学校を削るものです。

施行期日につきましては、学校条例の改正に合わせ、附則で平成27年4月1日からとします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<小松委員長>

ただ今、条例並びに規則の一部改正につきまして、3議案の説明をいただきました。

まず、議案第70号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

ございませんか。

はい、文珠委員。

<文珠委員>

先ほど、昨日ですか、学校づくり協議会があったということで報告がありましたが、網野中学校という名前に決まったということで、ご意見はいろいろとあつたろうと思えますけど、どんなご意見があったのかお聞かせ願えたらと思います。

<吉岡教育次長>

学校名につきましては、今回準備協議会で決めていただいた方法なのですが、協議会の方で話し合っただきまして参画している各団体、区とかPTA等でそれぞれの団体で持ち帰って話し合っ、いろいろと結果を出し合っそれで改めて協議会で確認をするという方式でやられるということが決められました。改めて、協議会前に総務部会の方で結果を持ち寄り決定についていろいろと協議しておりまして、旧網野町域に1つの中学校になること、再配置全体の事も踏まえてのことですし、そういう町域内に1つの中学校になること、また両校の歴史的経過や文化、伝統ということのを思いを踏まえて、両学校区の関係者の皆さんでその意思確認をさせていただき、昨日20日の協議会で確認をしたという形になっております。

<文珠委員>

わかりました。

<小松委員長>

他にございませんか。

<小松委員長>

次に、議案第71号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<小松委員長>

ございませんか。

〈小松委員長〉

次に、議案第72号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〈小松委員長〉

それでは全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

〈小松委員長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第70号「京丹後市立学校条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第71号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第72号「京丹後市立網野学校給食センター条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第73号「第35回両丹手話劇コンクール・文化のつどいの開催に係る後援について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件も教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第73号「第35回両丹手話劇コンクール・文化のつどいの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、京都北部地域における聴覚言語障害児・者とその家族、手話学習者、ボランティア及び市民、府民が手話劇活動を通して交流を深め、聴覚言語障害者の文化活動を豊かに築くことを目的として実施をされるものです。

主催は、両丹聴覚障害者協会と京都北部手話サークル連絡会、会場はアグリセンター大宮、期日は平成25年11月10日、申請者は両丹聴覚障害者協会の会長 森靖弘氏と、第35回両丹手話劇コンクール文化のつどい実行委員会 実行委員長 宮下富美子氏の連名となっております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

〈小松委員長〉

議案第73号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈小松委員長〉

今年度は何チームくらいですか。

分かりますか。

〈土出社会教育課長〉

参加チーム数はまだこちらの方では把握が出来ておりません。

〈小松委員長〉

活発に動いていただいているのだなということなのですからけれど。

〈吉岡教育次長〉

調べさせてもらった方が良いでしょうか。

〈小松委員長〉

いや、結構です。

〈吉岡教育次長〉

すみません。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

それではお諮りを致します。

議案第73号「第35回両丹手話劇コンクール・文化のつどいの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈小松委員長〉

以上をもちまして本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、各課報告をお願いいたします。

(1) 各課報告

〈子ども未来課〉

① 網野市民局公用車交通事故について

〈社会教育課〉

① 峰山総合公園内で発生した野球大会のファールボールによる車両物損事故について

〈小松委員長〉

それでは、以上をもちまして第13回京丹後市教育委員会臨時会を閉会と致します。ご苦労様でございました。

〈閉会 午後4時23分〉

[ 9月定例会 平成25年 9月 4日(水) 午後3時から ]